

《市独自の新型コロナウイルス感染症対策》

水道料金の基本料金の全額免除や 新生児特別定額給付金支給の継続

～感染症の影響長期化を受け経済的負担を軽減～

市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを受け、市民の経済的負担を軽減するため、令和2年度及び3年度に実施した水道料金の基本料金免除を4年度も実施、7月から8月検針分の基本料金を全額免除する。

また、新型コロナウイルス関係支援策に限らず、これまであまり経済的支援の対象となっていなかった世帯を対象とした新たな支援制度について検討してきたが、対象を特定せず、広く市民の経済的な負担軽減を図るための支援を優先すべきとの考えにより、令和4年度については、更に2か月分（9月から10月検針分）を追加し、合計4か月分の水道料金の基本料金を全額免除する。

対象者は、官公署を除く全ての水道契約者となり、契約者全体の約99%、125,000件となる。これによる影響額は、4億3,200万円となる見込みである。

なお、この減収額については、一般会計からの繰り入れで補填する。

また、令和2年度の国の特別定額給付金の対象外となった新生児を対象として、国の特別定額給付金と同額（10万円）の給付金を市独自に支給する新生児特別定額給付金支給事業を令和2年度から継続実施しているが、未だ感染症が収束していない現状を踏まえ、令和4年度も引き続き事業を継続し、コロナ禍において不安を抱えながら出産を迎えた子育て世帯を支援する。

○対象となる新生児

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれ、住民基本台帳に初めて記録される自治体が野田市である子ども900人を想定

○支給額 1人につき10万円（所得制限なし）

○予算規模 9,010万円

問合せ＝○水道料金の免除 財政課・（直通）04-7123-1069

（代表）04-7125-1111（内線2361）

○新生児特別定額給付金 保健センター（直通）04-7125-1188

野 田 市